

国立大学法人東京外国語大学基金規程

〔平成 21 年 6 月 23 日〕
〔規則 第 128 号〕

改正 平成 25 年 12 月 10 日規則第 57 号 令和 2 年 3 月 10 日規則第 18 号
令和 2 年 4 月 28 日規則第 44 号 令和 3 年 2 月 16 日規則第 6 号

（設置）

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、東京外国語大学基金（以下「基金」という。）を置く。

（目的）

第 2 条 東京外国語大学の基本的な目標は、日本を含む世界諸地域の言語・文化・社会に関する教育と研究を通じて、地球社会における共存・共生に寄与することにある。東京外国語大学がこの目標を達成していくためには、様々な方法と媒体を通じて社会との連携を深め、社会の理解を得る努力を通じ、広範な支援を得ることが不可欠である。基金は、本学における教育研究及び社会貢献に関する活動の充実等に資することを目的とする。

（事業）

第 3 条 基金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本学の学生への奨学金等の支援
- (2) 本学の学生への学資金の貸与事業
- (3) 本学の教育研究の充実
- (4) 本学の研究活動に関する支援
- (5) 本学と社会との連携活動の支援
- (6) 海外からの優秀な留学生・研究者の受入に関する事業
- (7) 本学の教育・研究に資する環境整備の支援
- (8) その他基金の目的達成に必要な事業

2 基金は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 22 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる業務以外の業務に係る事業の用に供することができない。

（基金の構成）

第 4 条 基金は、寄附者が基金に組み入れることを指定した寄附資産及びその他の寄附資産のうち基金へ組み入れたもの並びにこれらの運用による果実をもって構成する。

2 前項の「寄附資産」とは、寄附により受け入れた不動産及び動産（現金及び有価証券を含む。）をいう。

（基金の区分）

第 5 条 基金は、一般基金、修学支援事業基金、特定基金、現物資産活用基金及び研究等支援事業基金に区分する。

（一般基金）

第 6 条 一般基金とは、寄附者から用途を特定されていない寄附金及び特定基金に該当しない寄附金により管理運用するものをいい、次に掲げる用途に充てるものとする。

- (1) 教育支援
- (2) 研究支援
- (3) 社会貢献・学生課外活動支援
(修学支援事業基金)

第7条 修学支援事業基金とは、本学に在籍する学生に対する修学支援に係る事業の支援に充てるものをいう。

- 2 修学支援事業基金に関し必要な事項は、別に定める。
(特定基金)

第8条 基金に、本学の特定の目的の事業を実施するため、特定基金を置くことができる。

- 2 特定基金に関し必要な事項は、別に定める。
(現物資産活用基金)

第9条 現物資産活用基金とは、不動産及び有価証券等の現物資産による寄附を受け入れ、当該資産を有効に活用するものをいう。

- 2 現物資産活用基金は、現物資産活用基金以外の基金と区分して管理しなければならない。
- 3 現物資産活用基金に組み入れた資産の運用による果実（当該果実をもって取得した資産を含む。）は、当該基金に組み入れるものとする。
- 4 学長は、現物資産活用基金の運用状況等を記載した基金明細書を作成し、監事の監査を受けた後で毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に提出するとともに、その写しを、当該基金明細書を作成した日の属する年度の翌年度の開始の日から5年間保存するものとする。

(研究等支援事業基金)

第10条 研究等支援事業基金とは、学生又は不安定な雇用状態にある研究者の研究等支援に係る事業の支援に充てるものをいう。

- 2 研究等支援事業基金に関し必要な事項は、別に定める。
(基金委員会)

第11条 基金の管理運営に関する次の事項を審議するため、基金委員会を置く。

- 2 基金委員会に関し必要な事項は、別に定める。
(寄附金の受入)

第12条 基金への寄附金の受入れの決定は、前条に定める基金委員会の審議を経て、学長が行う。

- 2 学長は、受入れた寄附金について、役員会に報告するものとする。
- 3 寄附金受入れの取扱いは、本規程に基づく定めを除き、国立大学法人東京外国語大学寄附金受入取扱規程に基づき行う。

(事業年度)

第13条 基金の事業年度は、毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する。

(事務)

第14条 基金に関する事務は、関係各課等の協力を得て総務企画課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、基金委員会の議を経て学長が別

に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 23 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 3 月 10 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に存する次に掲げる基金については、寄附者の厚志に沿って就学支援、教育支援、研究支援及び学生支援に区分し、暫定的に統合するとともに、建学 150 周年基金の募金活動が終了する際には、東京外国語大学基金としてさらに統合する。
 - (1) スカラシップ基金
 - (2) 岩崎民平奨学基金
 - (3) 百周年記念教育研究振興基金
 - (4) 教育研究振興基金
 - (5) 国際教育支援基金

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 28 日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学基金規程の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 16 日から施行する。